

令和元年度 第3回庁議要旨

日時：令和元年5月8日（水）

午前8時30分～午前9時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館の閉館について（総務部・牡鹿総合支所）

復興まちづくり情報交流館牡鹿館は、震災からの復旧・復興事業の進捗状況や地域のまちづくりの取り組みに関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として、平成28年3月に設置された。

本施設は、設置当初より、新たな震災伝承施設が整備された時点で閉館することとしており、牡鹿地区においては、鮎川浜地区拠点エリア整備事業により、情報交流館の機能を承継する「観光物産交流施設」が整備され、本年9月1日に開設される。

観光物産交流施設に情報交流館の機能を承継することにより、震災復興情報の発信、牡鹿地域の観光振興、観光客と市民との交流促進等による地域の活性化が一体的に図られる

(1) 主な内容

【廃止する施設】

石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館

【施設の概要】

位 置：石巻市鮎川浜湊川63番地

設置年月日：平成28年3月8日

建物構造：軽量鉄骨造平屋建

延床面積：129.42平方メートル

(2) 今後の予定

令和元年6月 市議会第2回定例会に石巻市復興まちづくり情報交流館条例の一部改正案を提出（令和元年9月1日施行予定）

7月～ 石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館閉館の周知

9月 石巻市復興まちづくり情報交流館牡鹿館閉館

2 石巻専修大学創立30周年記念事業学内環境整備・充実に対する支援について（総務部）

石巻専修大学は平成元年4月の開学以来、本年4月に30周年を迎え、その間、1万人を超える学生が卒業し、市内はもとより、全国各地、各方面において幅広く活躍している。

開学30周年に当たり、地域に開かれた大学として圏域の産業、経済、文化の向上及び地域の教育力の向上をさらに進めるとともに、教育・研究環境の整備・充実を図るため、本市に対し支援・協力依頼があった。

石巻地域唯一の高等教育機関である石巻専修大学の教育・研究環境の整備・充実を図るとともに、30周年式典や企画事業を実施することにより、市民開放講座等の充実や、学生の学習意欲

の喚起にもつながるほか、企画事業等を通じて、地域に開かれた大学としての魅力の向上に寄与することができるため、これまでの記念事業同様、本市から応分の支援を行うもの。

(1) 主な内容

これまでの記念事業同様、石巻専修大学創立30周年記念事業に対し支援を行う。

- ・教育・研究環境整備及び30周年記念式典等企画事業費用総額
約28,000千円のうち1/2以内で予算で定める額

【30周年記念事業の概要】

- ・2号館・4号館・5号館の9教室及び森口記念館の1教室のプロジェクター等整備
- ・ものづくりを支援する研究設備の整備（マニシングセンタシステム：コンピューター制御による金属などの多種多様な加工を1台で行う事の出来る工作機械）
- ・30周年記念式典等企画事業の実施（30周年記念式典の実施、回顧展など）

(2) 今後の予定

令和元年 6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案

7～9月 石巻専修大学において教育・研究環境整備及び30周年記念式典等企画事業
実施

3 地域互助活動促進助成事業の実施について（健康部）

地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、地域福祉の推進に資する次世代型地域包括ケアシステムの体制構築のため、その中核的機能を担う拠点として（仮称）ささえあいセンターが建設されるとともに、地域包括ケアシステムの柱の一つである「互助を基本とした地域づくり」では、地域住民の主体的かつ持続的な互助活動が求められている。

高齢者、子ども、障害者等の日常生活に寄り添い、地域住民が主体的に行う見守り等の互助活動を促進する。

(1) 主な内容

市民に身近な地域で、地域住民が主体的に助け合い活動等に取り組めるよう、自治会等の活動団体の申請に基づき、地域互助活動促進助成金を交付し、互助活動の立ち上げ、定着を支援する。

① 助成対象活動

ア 送迎支援

通院、買物、社会参加等で、交通手段の確保に日常的に困っている高齢者、子ども、障害者等の車両による送迎を、地域の互助活動として行う活動

イ 買物支援

買物等で日常的に困っている高齢者、障害者等、生活物資の調達が困難なため、配慮を要する者に対する買物や注文の代行、生活物資の配達及び買物の場の提供

ウ 見守り・声かけ支援

地域住民主体の互助活動として行う高齢者、子ども、障害者等への訪問による見守り・声かけ活動により、安否確認、信頼関係の構築、ひきこもり防止等を図る活動

エ 交流・助け合い活動

高齢者、子ども、障害者等が集う交流拠点を設け、多世代交流等を行う活動や生活相談会、座談会を開催し、必要に応じて助け合う活動

② 助成対象経費

報償費、需用費(消耗品費、燃料費等)、役務費(保険料、通信運搬費等)、使用料及び賃借料(会場借上料、駐車場使用料等)

③ 助成金の限度額

①アの送迎支援 → 年額 12万円

①イ～エの活動 → 年額 6万円

(※複数の活動に取り組む場合は、当該活動の助成限度額合計と18万円のいずれか低い額)

④助成対象団体

会則若しくは規約を有する5人以上の市民主体の団体であって、市内において互助活動に取り組む自治会等

⑤1団体の助成対象期間

1団体につき3年を限度とする。

(2) 今後の予定

令和元年6月 市議会第2回定例会に補正予算案を提案

石巻市地域互助活動促進助成金交付要綱の制定及び石巻市買物支援対策助成金交付要綱の一部改正(令和元年7月1日施行予定)

7月 助成申請受付

※7月以降 市民への周知等(市ホームページ、市報への掲載等)

4 石巻市重度心身障害者医療費助成の拡充について(福祉部)

本市では、障害者の適正な医療の機会を確保するとともに、経済的負担の軽減を図ることを目的に石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例を制定し、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A所持者、特別児童扶養手当1級受給者等を対象に所得制限を設けて医療費の助成を行っている。

今般、宮城県においては障害者総合支援法の趣旨に鑑み、他の障害者の福祉サービス等との均衡を図り、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とした障害者医療費助成事業の改正を行い、本年10月1日からの施行としたところである。

本市においても県と同様の改正を行うことにより、精神障害者の適正な医療の機会を確保し、経済的負担を軽減するものである。

(1) 主な内容

石巻市重度心身障害者医療費助成の対象範囲に、精神障害者保健福祉手帳1級を追加する。

現行	改正後
・身体障害者手帳 1・2級 ・療育手帳 A ・特別児童扶養手当 1級	・身体障害者手帳 1・2級 ・療育手帳 A ・特別児童扶養手当 1級 ・精神障害者保健福祉手帳 1級

(2) 今後の予定

令和元年6月 市議会第2回定例会に石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正（令和元年10月1日施行予定）及び補正予算案を提案
石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正を提案（令和元年10月1日施行予定）

5 石巻市桃生公民館榎崎分館及び太田分館の廃止について（教育委員会）

桃生公民館榎崎分館は、昭和55年に建設され、社会教育事業の地域拠点として活用され、現在でも分館活動や地域コミュニティの拠点として利用されているが、建設後38年が経過し、経年劣化による雨漏りや壁にクラック等が発生している状況にある。また、平成28年3月に策定された「石巻市公共施設等総合管理計画」において、公民館分館については、集会所への転換を推進とする方針のもと地域との協議を進めた結果、当該分館の地区において、榎崎分館の廃止及び解体について同意され、跡地に集会所等建設費補助金の交付を受け地区集会所を建設することとなった。

また、桃生文化交流会館に併設されている太田分館についても、地域との協議が整ったことから廃止するもの。

「石巻市公共施設等総合管理計画」の方針のもと、条例改正を行い、榎崎分館、太田分館を廃止するもの。これに伴い、桃生公民館榎崎分館の解体撤去を行うもの。

(1) 主な内容

【廃止する施設】

名称	石巻市桃生公民館榎崎分館	石巻市桃生公民館太田分館
所在地	石巻市桃生町榎崎字高附2番地4	石巻市桃生町太田字拾貫式番71番地2
地目	宅地	宅地
敷地面積	1,649.00㎡	7,890.52㎡
建築年月	昭和55年4月	平成4年9月
延べ床面積	396.50㎡	1,169.79㎡
構造	鉄骨造平屋	RC・一部鉄骨造二階
その他	解体撤去	桃生文化交流会館を太田分館として指定している。

(2) 今後の予定

令和元年 6月 市議会第2回定例会へ石巻市公民館条例の一部改正について提案（令和元年8月1日施行予定）
11月 石巻桃生公民館榎崎分館解体撤去工事開始予定
令和2年 3月 石巻桃生公民館榎崎分館解体撤去工事完了予定

6 石巻市桃生スポーツ施設アスレチック遊具等の廃止について（教育委員会）

桃生スポーツ施設内のアスレチック遊具は、昭和57年に建設され、36年が経過し劣化が著しいため、一部遊具については使用禁止措置を取っているが、修繕対応できる状況ではないことから、事故防止等安全面の確保を優先し、解体撤去するものである。

なお、アスレチック遊具については、設置箇所が常時木陰となり、腐食の可能性が高い場所であることから再建しないもの。

また、同年に建設されたログハウスについても、老朽化が著しく、長年使用されていないこと

から、あわせて撤去するもの。

老朽化が著しい桃生スポーツ施設のアスレチック施設及びログハウスを撤去し、施設利用時における安全面の確保を図るもの。

(1) 主な内容

桃生スポーツ施設内遊具等の廃止

・ 桃生スポーツ施設の概要

敷地面積 150,863㎡(総合センター全体の面積でトレーニングセンターや青少年ホームも含まれている。)

設置設備等 野球場 多目的広場 テニスコート 相撲場 野外活動センター(野外炊飯施設・鉄製遊具・アスレチック木製遊具・ログハウス等)

・ 廃止する遊具等

野外活動センター内の以下の施設を解体撤去し廃止とする。

- ・ アスレチック木製遊具
- ・ ログハウス

(2) 今後の予定

令和元年 6月 市議会第2回定例会に石巻市桃生スポーツ施設条例の一部改正について提案
(令和元年8月1日施行予定)

10月 石巻桃生スポーツ施設アスレチック設備等解体撤去工事開始予定

2年 2月 石巻桃生スポーツ施設アスレチック設備等解体撤去工事完了予定

7 石巻市大原生活センターの廃止について(牡鹿総合支所・産業部)

市民の福祉の増進を図ることを目的に設置してきた石巻市大原生活センターは、長年地区住民の集会所的施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきたが、東日本大震災により大規模半壊となったため、地元自治会が地区集会所を建設することとし、石巻市東日本大震災被災集会所建設費等補助金を活用し、平成31年3月に大原地区集会所が完成した。

大原地区集会所が新たな地域コミュニティの拠点施設となることから、当該施設の条例を廃止し解体するもの。

(1) 主な内容

【廃止する施設概要】

石巻市大原生活センター

- ① 施設の位置 石巻市大原浜字町16番地
- ② 設置年月日 昭和51年12月31日
- ③ 建物構造 木造平屋建
- ④ 施設内容 和室、集会室、調理室、台所、トイレ等
- ⑤ 延床面積 209.79㎡

(2) 今後の予定

令和元年 6月 市議会第2回定例会に石巻市牡鹿生活共同利用施設設置条例の廃止及び補正

予算案について提案

8月 解体開始予定

12月 解体終了予定

8 石巻市泊老人憩の家の廃止について（牡鹿総合支所・福祉部）

地域の高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置している老人憩の家は、地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきたが、唯一、当該施設だけが市直営となっており、今般、石巻市行財政運営プラン等に基づき、運営のあり方について地元と協議した結果、廃止することで合意に達した。

泊地区には当該施設に隣接する泊地区コミュニティセンターがあり、必要な改修を行うことにより、代替施設としての機能・目的が達成されるため、当該施設を廃止するもの。

(1) 主な内容

① 廃止する施設

石巻市泊老人憩の家

【施設概要】

ア 施設の位置	石巻市泊浜泊2番地
イ 供用開始年月	昭和55年6月
ウ 建物構造	木造、カラートタン葺造1階
エ 延床面積	132.03㎡
オ 施設内容	会議室、和室、調理室、便所

② 泊地区コミュニティセンター改修概要

トイレの改修（バリアフリー化、和式から洋式、浄化槽化）、システムキッチン設置等

(2) 今後の予定

令和元年6月 市議会第2回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正について提案
(石巻市泊老人憩の家の廃止・令和元年8月1日施行)

8月 石巻市泊老人憩の家解体工事着手予定

10月 泊地区コミュニティセンター改修工事着手予定

11月 解体工事完了予定

12月 改修工事完了予定

【その他】

- ・歩行者用デッキの供用開始
- ・復興交付金の配分額一覧について

以上